

交通安全情報

令和2年8月
警視庁交通部

届け！私の優しい運転

～歩行者に優しい運転を心掛けましょう～

自転車は、車道が原則、歩道は例外！

自転車は、**車道の左側通行が原則**、ただし、

- 1 歩道に「**自転車通行可**」の標識があるとき
- 2 **13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者や身体の不自由な人が普通自転車を運転しているとき**
- 3 **道路工事や連続した駐車車両などのために車道の左側部分を通行することが困難な場合や、著しく自動車などの交通量が多く、かつ車道の幅が狭いなどのために追越しをしようとする自動車などとの接触事故の危険がある場合など、普通自転車の通行の安全を確保するためやむを得ないと認められるとき**は、自転車も歩道を通行することができます。



～歩道を走るときは～

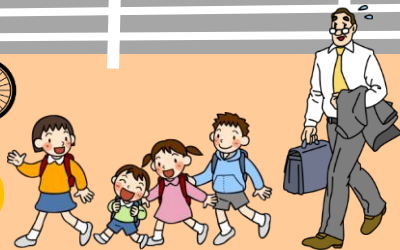


車道

自転車は、歩道の中央から**車道寄り**をゆっくり走りましょう！



歩道



歩道に道路標識等で通行すべき部分が指定されていれば、**指定部分**をゆっくり走りましょう！

歩行者の通行を妨げるときは、**一時停止！**
もしくは、**自転車を押し**て歩きましょう！

歩行者優先
だよーね！



ダメ！



ベルを鳴らしながら



スピードの出し過ぎ



ももいろクローバーZから交通安全に関するお願いです！

